

続いて、第6号議案 その他 旅費規程の改定および会費納入規定の改定について、執行部より説明がなされた。

- 第6号議案 その他

- ・旅費規程の改定について

旅費規定において、事業活動費の追加支給、宿泊費の明記、旅費支給詳細の明記を行った。宿泊費、旅費の支給額に関しては、九州地域放射線技師会の規定に準ずる。「旅費規程 第6条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。」となっているので、今回、この通常総会で報告を行う。

- ・会費納入規定の改定について

現在、技師登録初年度の入会者に対して、入会金は免除であるが、初年度年会費として 6,000 円をいただいている。日本診療放射線技師会が本年度定期総会にて技師登録初年度の入会者に対して、初年度会費および入会金を免除とすることを決定した。令和7年度より実施される。当会もそれに倣い、技師登録初年度の入会者に対し、初年度会費および入会金を免除とすることを提案する。「会費納入規定 第9条 この規程の改廃は、理事会にはかり、総会の承認を得る。」となっているので、今回、この総会で審議を行う。

- 採択

第6号議案 会費納入規定の改定について議長から質問・意見を求め、その後採択を行ったところ、賛成263名（委任状を含む）で承認された。令和7年度より、技師登録初年度の入会者に対し、初年度会費および入会金を免除とすることとなった。